

〈環境の保全と創造に関する条例対象事業者〉 姫路市産業廃棄物実態調査票 記入要領

環境の保全と創造に関する条例対象事業者 (1) 製造業（武器製造業を除く。）に属する事業を行う者であって、当該事業によって発生する産業廃棄物の量が年間10,000トン以上の工場等を設置するもの (2) 電気業に属する事業を行う者であって、発電所を設置するもの (3) ガス業に属する事業を行う者であって、ガス製造工場を設置するもの (4) 熱供給業に属する事業を行う者であって、当該事業に係る工場等を設置するもの

一般的注意事項

- 1 事業場ごとに記入してください。
- 2 自社内だけでなく、委託先等での処理、処分を含めて記入してください。

事業場属性

フレーム	製造業→当該年度における製造品出荷額等を万円単位で記入 電気業→当該年度における発電量を万kWh単位で記入 ガス業→当該年度における供給量を万m ³ 単位で記入
業種コード	別表1（日本標準産業分類）に従い4桁の主たる産業分類を記入

副産物(有価物と産業廃棄物)の発生、処理・処分状況

1 2	副産物(有価物と産業廃棄物)の種類コードと名称を別表2、3に従い記入。
3	当該年度の間事業場で発生した副産物(有価物と産業廃棄物)の量(前年度からの繰越量を含む)をt単位で小数点以下は四捨五入して(5 11 26 27についても同じ)記入。
4 5	4に自社での中間処理の有無について記入。(4=「有」の場合、当該中間処理後の量を5にt単位で記入。4=「無」の場合、5=3とし、6~8は記入しない。)
6 7 8	自社での中間処理の方法を過程順に表Aに従い3種までを記入。
9	事業場外への搬出区分を表Bに従い記入。
10	事業場外での中間処理状況を表Cに従い記入。 (この項目が「L」の場合、11=5とし、12~17は記入しない)
12 13 14	事業場外での中間処理の方法を過程順に表Aに従い3種までを記入。
15 16 17	中間処理委託先の業者名、都道府県名、市町名を記入。
18	処分(再利用)の状況について表Dに従い記入。
19 20 21	処分再利用先の業者名、都道府県名、市町名を記入。
22	再利用用途区分を、18がV, W, X, Yの場合に限り、表Eに従い記入。
23	事業場・工事現場の業種・発生副産物の種類に応じて「環境の保全と創造に関する条例 別表第2」に項目があれば「適」を、なければ「非適」を記入。
24 25	事業場・工事現場の業種・発生副産物の種類に応じて「環境の保全と創造に関する条例 別表第2」に規定する副産物中間処理減量化基準率(y), 副産物再生資源利用基準率(r)の値を%単位で記入。

表A (6 7 8 12 13 14 処理方法)

4=有のとき、10=I, J, Kのとき記入

0	溶融	5	破碎
1	焼却	6	圧縮
2	脱水	7	コンクリート固型化
3	乾燥	8	中和
4	油水分離	9	その他

再生原材料の使用状況

28	別表4に従い当該使用原材料の分類コードを記入。
29	使用原材料の名称を記入。
30	当該使用原材料量をトン単位で記入。(小数点以下は四捨五入する)
31	当該使用原材料に占める再生原材料使用率を%単位で記入。(小数点以下は四捨五入する)
32	事業場・工事現場の業種・使用原材料の種類に応じて「環境の保全と創造に関する条例 別表第1」に項目があれば「適」を、なければ「非適」を記入。
33	事業場・工事現場の業種・使用原材料の種類に応じて「環境の保全と創造に関する条例 別表第1」に規定する再生原材料使用率(x)を%単位で記入。

表B (9 搬出区分)

A	搬出にあたって料金を支払った。(有料)
B	搬出にあたって料金は不要であった。(無料)
C	搬出にあたって利益があった。(売却)
D	自社で再利用、保管又は処分したため搬出はなかった。

表C (10 有無主体)

I	自社の中間処理施設(事業場外)
J	処理業者の中間処理施設
K	自治体の中間処理施設
L	委託先での中間処理は無し

表D (18 処分再利用区分)

埋立処分	P	公共関与(フェックス、クワイエット等)の埋立処分地
	Q	自社の埋立処分地
	R	自治体の埋立処分地
	S	処理業者の埋立処分地
海投保管	T	処理業者に委託し海洋投入
	U	保管(次年度へ繰越等)
再利用	V	自社での再(生)利用 (9=Dの場合を含む)
	W	売却 (9=Cの場合)
	X	無償供与 (9=Bであって相手先が再(生)利用)
	Y	有料 (9=Aであって処理業者等が再(生)利用)
その他	Z	その他 (P~Yに該当しない場合)

表E (22 再利用用途区分)

1	鉄鋼原(材)料
2	非鉄金属、貴金属原(材)料
3	燃料又はその原(材)料
4	肥料・土壌改良材又はその原(材)料
5	飼料又はその原(材)料
6	建設材料(骨材、路盤材及び土地造成材等)又はその原(材)料
7	パルプ・紙又はその原(材)料
8	ガラス原(材)料
9	プラスチック原(材)料
10	セメント原(材)料